

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証評価取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、誰もが働きやすい職場づくりを推進するため、積極的に職場環境の改善に取り組む事業者を評価するために必要な手続等について定める。

(定義)

第2条 この要領において「認証企業」とは、長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度の認証を取得した者をいう。

(評価対象事業者)

第3条 認証企業とする。

(評価方法)

第4条 評価は、「長崎県建設工事入札参加者格付要綱」で定める主観的審査項目に該当するものとして、事業者から提出された別紙の「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証届出書」(以下、「届出書」という。)により行うものとし、届出書及び添付書類の記載内容に不備や虚偽がないことを要件とする。

2 評価は長崎県産業労働部雇用労働政策課長が行い、その結果を「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業評価結果報告書」により長崎県土木部監理課長へ報告する。

(届出書の提出期間)

第5条 届出書の提出期間は、毎年、長崎県土木部監理課が「長崎県建設工事入札参加資格審査に係る届出について」により定める提出期間と同様とする。

(届出書の提出ができない事業者)

第6条 届出書に故意に虚偽の内容を記載するなど、適正な評価を妨げる行為が認められた場合、次年度の届出書を提出することができない。また、提出されても評価の対象としない。

(その他)

第7条 当該届出等に関する事務は、長崎県産業労働部雇用労働政策課において行う。

附 則

この要領は、平成29年4月24日から施行する。

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証届出書

令和 年 月 日

長崎県知事 様

届出者

本社所在地

〒 -

支社所在地 (支社・支店による届出の場合)

〒 -

ふりがな
商号又は名称

ふりがな
代 表 者 名

印

建設業許可番号

大 臣

長崎県知事

(般 ・ 特 一)

第

号

長崎県建設工事入札参加資格審査において、長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践認証企業について評価を受けたいので下記のとおり届け出ます。また、届け出にあたっては、長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証評価取扱要領を遵守します。

記

添付書類

①長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証書 (様式第3号) の写し

本件に関する当社の連絡先

担当者の所属・職名・氏名	
電話番号	
担当者のメールアドレス	